

公益財団法人駒ヶ根市文化財団役員等の報酬に関する規程

(平成 24 年 7 月 18 日規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）及び公益財団法人駒ヶ根市文化財団（以下「財団」という。）定款の規定に基づき、財団の役員及び評議員の報酬の支給基準について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 財団給与規程第 2 条に規定する職員が兼務する理事をいう。
- (2) 非常勤役員 前号に定める以外の理事及び監事をいう。

(常勤役員の役員報酬)

第 3 条 常勤役員には、職員として受けるべき給与、職員報酬又は賃金が支給されるときは、役員報酬を支給しない。

- 2 前項に定める以外の場合は、第 4 条に定める非常勤役員の例により、役員報酬を支給することができる。

(非常勤役員の役員報酬)

第 4 条 非常勤役員には、別表第 1 の役員報酬を支給する。

- 2 前項の役員報酬は、毎年度最終月に一括支給する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、駒ヶ根市の特別職の職員及び一般職の職員が非常勤役員に選任された場合には、受けるべき役員報酬は、これを支給しない。

(評議員の出席報酬)

第 5 条 評議員会に出席した評議員には、別表第 2 の報酬をその都度現金で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、駒ヶ根市の特別職の職員及び一般職の職員が評議員に選任された場合には、受けるべき出席報酬は、これを支給しない。

附 則

この規程は、財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

理 事 長	年 額	1 5 5 , 0 0 0 円
副 理 事 長	年 額	5 5 , 0 0 0 円
常 務 理 事	年 額	5 5 , 0 0 0 円
理 事	年 額	5 5 , 0 0 0 円
監 事	年 額	7 5 , 0 0 0 円

別表第 2（第 5 条関係）

会議時間 3 時間以上の場合	日 額	6 , 2 0 0 円
会議時間 3 時間未満の場合	日 額	4 , 3 0 0 円